

研究助成 申請に関するFAQ

【共通事項】

1	Q	昨年度（第10回〈2023年度〉）の申請者数や採択者数を教えてください。また、過去の採択者など既に公開されていて、アクセス可能なものはありますか。
	A	「研究者育成助成」では、昨年度の申請者数10件、採択数1件でした。「奨励研究助成」では、申請者数137件、採択数51件でした（内、実装型研究は申請数41件、採択数13件）。今年度は、「研究者育成助成」は1件、「奨励研究助成」については、合わせて40件程度採択の予定です。（今年度より、「奨励研究助成」を再編成しました。）採択者一覧については、当財団HP上の「研究助成事業」>「助成採択者一覧」より、「第10回（2023年度）研究助成採択者一覧」をご覧ください。
2	Q	博士号を取得していませんが、申請は可能ですか。
	A	「研究者育成助成」については、応募時点で博士号を持つ研究者が対象となります。「奨励研究助成」は必須ではありませんが、国内の所属機関に所属する研究者（学生不可）で、助成期間中に所属機関において助成金の機関管理が可能な方が対象です。
3	Q	所属機関長の承認や推薦がないと申請できませんか。
	A	「研究者育成助成」「奨励研究助成」ともに、助成金を大学等の研究機関への指定寄附金（機関管理）とさせていただきます。採択後には必ず所属機関長の承認印が必要になりますので、申請段階で、当財団の応募資格やオーバーヘッドの条件が所属機関の寄附金受入規程に抵触しないかどうか等、ご確認をお願いします。 なお、「研究者育成助成」については、申請者の育成支援の役割を担う教員（「育成支援教員」）の推薦書が必要です。
4	Q	「申請にあたっては必ず所属機関長の許可をとること。採択後に承認印をいただきます。」と記入要領にありますが、申請時には承認印は必要なく、採択後何らかの別文書にて承認印を押印したものを提出する、という解釈でよろしいでしょうか。
	A	申請時はWeb申請のため承認印は必要ありませんが、採択後、書面にて「助成受諾書」に助成対象者の署名捺印をいただきます。その際、所属機関長の公印のご捺印もお願いしております。
5	Q	所属機関にて申請者の人数制限（1名のみ、など）はありますか。
	A	当助成ではとくに人数制限は設けておりませんので、複数の申請でも結構です。
6	Q	書類送付を大学の事務部で取りまとめ、書類を送らせていただくことが可能でしょうか。
	A	書類の送付につきましては、事務部で複数の申請書類をまとめて送って頂いても結構です。

7	Q	海外在住の研究者の申請は可能でしょうか。
	A	<p>「研究者育成助成」については、助成採択後は国内の受入研究機関で研究を行う方を対象としています。申請時に海外で研究なさっている方も対象となりますので、帰国後の研究・生活を支障なく再開するための手段としてぜひご活用ください。</p> <p>「奨励研究助成」については、募集要項の「国内の大学・短期大学・高等専門学校および公的研究機関に所属する研究者の方」という記載のとおりですが、国内の研究機関に籍を置いたまま海外に短期で研究または留学中の方も申請できます。</p> <p>なお、両助成ともに、申請書はご本人が日本語で記載してください。</p>

【「研究者育成助成〈ロッセ重光学術賞〉について】

1	Q	助成対象者の称号付与について、助成開始時（4月1日）までに受入研究機関により特任助教など有期の称号付与を確約されなければ、不採択となりますか。
	A	<p>申請者が当助成に採択された場合、受入先研究機関において最長5年間にわたり有期の称号（特任助教など）を付与され、同機関内で助成研究を行えることが条件となります。（「募集要項」内5.応募資格（4））</p> <p>この条件について、申請時に必ず所属機関内で確認を行ってください。</p> <p>万一、採択後にこの条件を満たすことが困難であると判明した場合、採択を取り消すことがあります。</p>

2	Q	テニュアトラックや学術振興会特別研究員である場合、申請はできますか？
	A	<p>テニュアトラックや学術振興会の特別研究員、「さきがけ」、「卓越研究員」等、助成年度（今年度では2023年度）以降に当助成以外の研究資金から人件費（給与）が支給される方など、当助成に採択された際に二重給与となる場合は申請はできません。</p> <p>申請後、上記の制度に採択が決まった方についても、当助成との重複はできませんので、必ずお申し出ください。</p>

3	Q	採択となった場合、財団と助成対象者の受入研究機関との間で、契約を締結することになりますか。
	A	<p>いわゆる「契約書類」はありませんが、採択通知とともにお送りします「助成受諾書」に、助成対象者、育成支援教員、および受入研究機関長の署名捺印をいただきます。</p> <p>また、採択時に、事務的な運営事項をまとめた手引き「実施要領」を送付し、採択者および実務ご担当者様にご確認をいただいております。</p> <p>助成開始前には、実務ご担当者の方も含めて、助成金の使途等について財団との面談の場を設けさせていただきます。</p>

4	Q	「助成対象者の生活費」とは具体的にどのようなことを想定されていますか。
	A	助成対象者は、受入研究機関から称号付与されることで受入研究機関の基本構成員となり、有期の常勤教員として機関との間で最長 5 年間の雇用契約を締結していただきます。 教員人事において採択が確定すると、採択した教員に対して「人件費」が発生しますが、この財源となるのが、当財団助成金の「生活費相当額」です。 つまり、「助成対象者の生活費相当額」は「受入研究機関が支出する人件費」を財団の助成金で代替するものであるとご理解ください。

5	Q	「募集要領」中「10. 助成金の支払いおよび使途」のうち、助成対象者の生活費相当額の決定にあたっては、財団と受入研究機関が協議し、助成対象者に対応する標準給与を参考に決定するとあります。雇用側としては、助成金から助成対象者の人件費の全てを支出できると考えてよいでしょうか。
	A	はい。当助成金の場合、雇用主が負担する法定福利費や通勤費用などについても、助成金の生活費相当額から支払っていただけます。ただし、標準給与額や研究費の決定にあたっては、助成対象者の自立した生活や研究に支障のない額であるかどうか、事前に財団と受入研究機関の間で協議させていただくことを希望します。

6	Q	育成支援教員が、助成期間中に退官等で申請者の育成支援教員としての役割を担うことができなくなった場合は、どうなりますか。
	A	育成支援教員となる方は、最長 5 年間の助成期間中、育成支援教員としての立場を継続いただける方が望ましいと考えています。ただし、やむを得ない事情の場合は、後継として相応しい教員を推挙いただき、その教員に育成支援教員としての役割を引き継ぐことも可能です。この場合は、諸手続きが必要となりますので、財団まで必ず事前にご相談いただくことになります。

7	Q	応募締切後、または採択後に、受入研究機関や育成支援教員の変更など、申請内容の変更を行うことはできますか。
	A	応募締切後は、申請書類の差し替えや内容の変更はできません（取り下げは可）。審査は申請書類の記載事項に基づいて行われるため、採択後の申請内容の変更についても、やむを得ない事情を除いて認めておりません。

【奨励研究助成について】

1	Q	修士号取得後、短期大学の助教に就いている研究者でも応募できますか。
	A	はい、応募できます。「奨励研究助成」については、国内の所属機関に所属する研究者で、助成期間中に所属機関において助成金の機関管理が可能な方が対象です。(募集要項の「応募資格」をご覧ください)

2	Q	共同研究者に参画してもらう予定ですが、共同研究者への分担金や交通費、人件費等の扱いはどのようになるでしょうか？
	A	当助成につきましては、申請者ご本人のみに対しての助成金となりますので、共同研究者への分担金や交通費、人件費等の支出はできません。

3	Q	日本学術振興会の特別研究員でも応募は可能でしょうか？
	A	「奨励研究助成」の場合、学振の特別研究員の方もご応募については問題ございません。ただし、採択された場合、助成金を所属機関の口座に寄付金としてお振り込みし、機関管理を行っていただきますので、申請の際に、助成金について機関管理が可能かどうかも含めて所属長の方にご確認をお願いいたします。

4	Q	「奨励研究助成」の終了後、同助成への再応募や「研究者育成助成」への応募は可能ですか？
	A	はい、再応募時に年齢等の応募資格を満たしていれば可能です。